

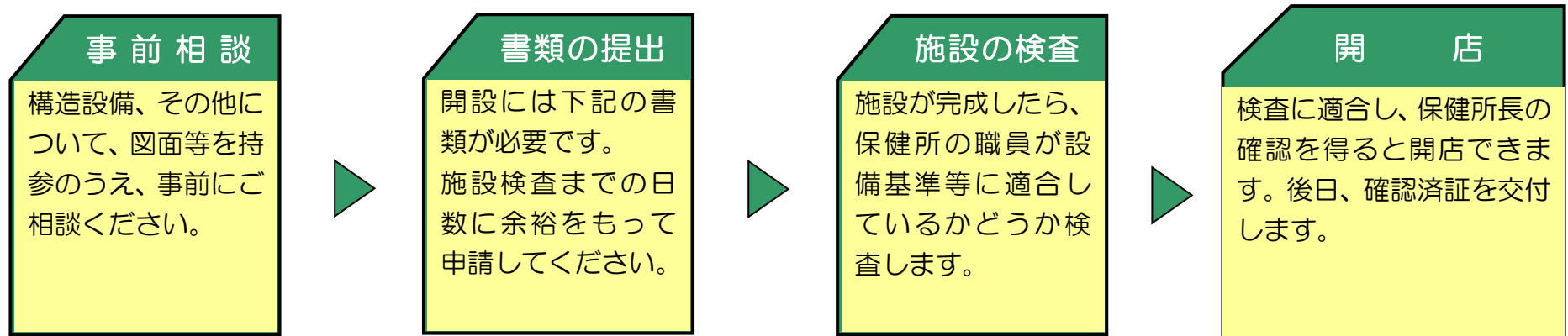
クリーニング所(取次所) の て び き

品川区保健所

〒140-8715 品川区広町2-1-36

電話 03-5742-9138

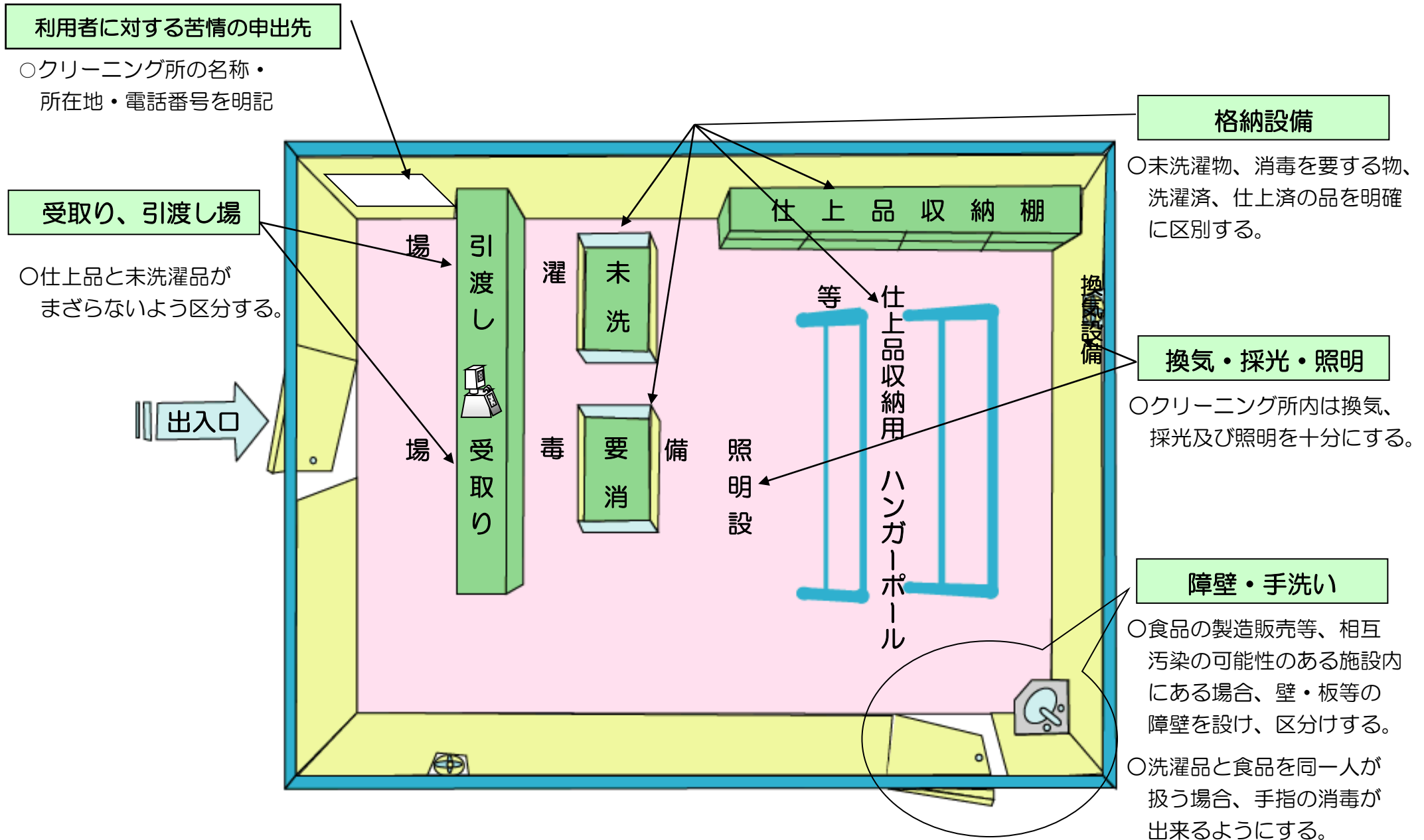
クリーニング所(取次)開設までの手続き



開設時に必要な書類

- 開設届
- 構造設備の概要
- 施設の平面図
- 検査手数料（16,000 円）
- 開設者が法人の場合：会社の登記事項証明書（6 ヶ月以内）（**原本**提示）

(例) クリーニング所（取次） 構造設備概要



クリーニング所の各種申請・届出手続きについて ～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

◆ 新規開設届

- ・ 開設者の変更
- ・ 施設を移転（仮店舗も含む）
- ・ 施設を大規模に増改築
- ・ 施設を建て替え 等

必要書類

- * 「開設までの手続き」をご覧ください。

◆ 変更届

- ・ 法人代表者が変更
- ・ 施設を小規模に増改築
- ・ 種別を変更（一般→取次、取次→一般）
- ・ クリーニング師が変更 等

届出事項が変わるときには変更届が必要になります。

届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、構造設備の概要（格納設備など）となります。

* 施設の変更は事前に保健所に相談してください

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
（登記事項証明書（法人の場合）、施設設備図面 等）

◆ 承継届

- ・ 譲渡により開設者の地位を承継した。
- ・ 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- ・ 法人が合併・分割した。法人の合併・分割による手続きは事前に相談してください。

必要書類

- * 開設者の地位承継届

【譲渡の場合】

- * 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- * 登記事項証明書（譲受人が法人の場合）
- * 届出者が外国人の場合は住民票の写し（国籍等を記載したものに限る）

【相続の場合】

- * 戸籍謄本
（被相続人および相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書）
- * 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）≪相続人の範囲：法定相続人≫

【合併・分割の場合】

- * 定款又は寄附行為の写し
- * 登記事項証明書（合併又は分割登記後）

➤ 廃止届

- ・ 営業をやめた。等

必要書類

- * 廃止届

クリーニング所(取次)日常の衛生管理等

施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つ。
換気・採光・照明	照明器具、換気設備を定期的に清掃し、クリーニング所内の換気、採光、照明を十分にする。
洗濯物が接触する設備の清潔	受渡し台、洗濯物の収納容器などの洗濯物が触れる部分を清潔に保つ。
未洗濯物と洗濯物の区別	受け渡し場及び洗い場では、未洗濯物と仕上済の洗濯物を明確に区別する。
利用者への説明	・利用者に対し、苦情の申し出先を明示（掲示と書面の配布）する。 ・洗濯物を受け取る時は、洗濯物の処理方法や、衣類のトラブル発生等の可能性について説明し、利用者の了承の上で処理を行う。
従事者に関すること	・クリーニング業務に従事する従事者（有資格者含む）のうち5人に1人に対し、3年に1回、講習を受けさせる。 公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内 ☎ 03-3445-8751（代表） ・従事者に健康診断を受けさせる等、常に従事者の健康管理に注意する。